

2026年度 財団法人松山済美会 私費外国人留学生奨学金募集要項

公益財団法人松山済美会はキリスト教の精神に則って下記事業を営む団体です。

- (1) 勤労青少年センターとして青少年育成に関する支援事業
- (2) 宗教、文化活動に関する援助事業
- (3) 社会福祉活動に対する援助事業

1 目的

愛媛大学に在籍する私費外国人留学生(外国政府派遣留学生は除く)に、生活費の一部として奨学金を援助することで、勉学環境整備の一助となり、国際理解や友好親善の進展に貢献することを目的として実施するものです。

2 応募資格

2026年10月1日現在において、下記のすべての要件に該当する者

- (1) 正規課程に在籍する私費留学生(外国政府派遣留学生は除く)である者
- (2) 他の奨学金を受給していない者(応募時も他の奨学金を受給していないこと)
- (3) 国際理解と友好親善に関心を持ち、かつ、貢献する意欲を有する者

3 応募手続

希望者は、次の書類を期間内に国際連携課へ提出してください。

「奨学金支給申請書」

提出期限:2026年10月23日(金) 15時

4 選考

書類選考の上、面接を実施し受給者を決定・通知します。

5 支給方法等

- (1) 支給方法: 公益財団法人松山済美会から受給者の銀行口座(伊予銀行か愛媛銀行)に振り込み
- (2) 支給期間: 2026年4月～2027年3月 (2026年4月時点で在籍していた者)
2026年10月～2027年3月 (2026年9月秋入学生)
- (3) 支給額: 月額15,000円

6 奨学金支給の停止及び取り消し

受給者が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止または取り消すことがあります。

- (1) 申請書に記載すべき事項を記載していないとき又は虚偽の記載をしていたとき
- (2) 他の奨学金を受給するようになったとき
- (3) 愛媛大学に在籍しなくなった等、応募資格(1)に該当しなくなったとき
- (4) 長期欠席等学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 学業又は素行等の状況により、支給対象者としての適性を欠くと認められたとき

7 その他

当会が主催する行事には積極的に参加してください。